

証券コード 2712  
平成 19 年 6 月 20 日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目 22 番 16 号  
スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社  
代表取締役  
最高経営責任者 (CEO) 兼 マリア・メルセデス・  
最高執行責任者 (COO) エム・コラーレス

### 第 12 回定時株主総会招集ご通知の一部修正について

拝啓 益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成 19 年 6 月 12 日付にてご送付申し上げました当社第 12 回定時株主総会招集ご通知の記載に一部誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、下記①から③のとおり修正させていただきます。

敬具

記

修正箇所（修正箇所は下線部分であります。）

① 添付書類 30 ページ

（株主資本等変動計算書に関する注記）

2. (1) 配当金支払額

（修正前）

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成 18 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通 株式	213, 149	150	平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 6 月 <u>28</u> 日

（修正後）

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成 18 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通 株式	213, 149	150	平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 6 月 <u>27</u> 日

② 添付書類 32 ページ

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(修正前)

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	265,428	180,093	85,335
建 物	218,000	<u>5,916</u>	<u>212,083</u>
ソフトウェア	10,617	10,081	535
合 計	494,046	<u>196,092</u>	<u>297,954</u>

(修正後)

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具及び備品	265,428	180,093	85,335
建 物	218,000	<u>6,762</u>	<u>211,237</u>
ソフトウェア	10,617	10,081	535
合 計	494,046	<u>196,937</u>	<u>297,109</u>

③ 添付書類 38 ページ

「監査役会の監査報告」に監査役会監査報告作成日「平成19年5月17日」を追記。  
(修正後の「監査役会の監査報告」は別紙のとおりです。追記箇所は下線部分で  
あります。)

以上

(別紙)

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月17日

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社 監査役会

常勤監査役 吉 村 秀 實 ⑩

監 査 役 榎 本 幸 雄 ⑩

監 査 役 石 川 順 道 ⑩

(注) 監査役吉村秀實、榎本幸雄及び石川順道は、社外監査役であります。

以 上